

令和7年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和7年12月22日（月） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年12月22日（月） 午前9時30分

4 応招議員

1 番議員	桼 原 雄 太	2 番議員	小 澤 由 彦
3 番議員	高 木 幸 広	4 番議員	佐 藤 嘉 彦
5 番議員	鈴 木 哲 司	6 番議員	清 水 健 一
7 番議員	佐 藤 明 孝	8 番議員	川 岸 和 花 子
9 番議員	岡 戸 章 夫	10 番議員	加 藤 久 幸
11 番議員	中 根 信 一 郎	12 番議員	西 田 彰

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
危機管理課長	鈴 木 知 寿	政策企画課長	鈴 木 勇 登
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

- 議案第60号 森町組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第67号 森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 森町下水道条例の一部を改正する条例について

- 議案第 7 1 号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 2 号 森町旧藤江勝太郎家住宅の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 7 3 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 7 4 号 令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 5 号 令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 6 号 財産の減額貸付について
- 議案第 7 7 号 緊急防災工事計画について
- 議案第 7 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町体験の里）
- 議案第 8 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町立図書館）
- 議案第 8 1 号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議案第 8 2 号 森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 議案第 8 3 号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議案第 8 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 議案第 8 5 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 8 6 号 令和 7 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）

<議事の経過>

議 長	（ 中根信一郎 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、 これから本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。 日程第 1、議案第 60 号「森町組織条例の一部を改正する条例に ついて」を議題とします。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。
-----	---

		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 60 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。 日程第 2、議案第 61 号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 61 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。 日程第 3、議案第 62 号「森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 62 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。

		したがって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。 日程第 4、議案第 63 号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 63 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。 日程第 5、議案第 64 号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 まず、本案に対する反対の方の発言を許します。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 64 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。 日程第 6、議案第 65 号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。

議 長

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 65 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 66 号「森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 66 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 67 号「森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 67 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 長

(起 立 全 員)

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 68 号「森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 68 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 69 号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 69 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 70 号「森町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

議長

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 70 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 71 号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 71 号を採決します。

念のため申し上げます。本議決については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定によって、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とします。なお、この特別多数議決の場合には、議長にも表決権がございますので申し添えます。

ただいまの出席議員数は私を含め 12 人であります。また、出席議員の 3 分の 2 以上とは 8 人以上であります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 72 号「森町旧藤江勝太郎家住宅の設置及び管理に関する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

		まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 72 号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。
		したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。
		日程第 14、議案第 73 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算 (第 8 号)」を議題とします。
		これから討論を行います。
		まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 73 号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。
		したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。
		日程第 15、議案第 74 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)」を議題とします。
		これから討論を行います。
		まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 74 号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長

(起 立 全 員)

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 75 号「令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 75 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 76 号「財産の減額貸付について」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 76 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 77 号「緊急防災工事計画について」を議題とします。

これから討論を行います。

議 長

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
討論はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 77 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 79 号「公の施設の指定管理者の指定について
(森町体験の里)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

登壇願います。

7 番議員

(佐 藤 明 孝 君) 7 番、佐藤明孝です。

ただいまの議案第 79 号「公の施設の指定管理者の指定について
(森町体験の里)」に関する反対討論について述べさせていただきます。

まず、その前に抜粋ではございますが、アクティ森の指定管理の一部に関する条例を読ませていただきます。森町体験の里の設置及び管理に関する条例、指定管理の指定、第 15 条、町長は、最も適切に森町体験の里の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。(1)事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。(2)事業計画書の内容が、体験の里の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(3)事業計画書に沿った管理を安

定して行う能力を有しているものであること。ただいま読み上げました条例に記載されている事業計画書の締結内容につきましては、指定管理者選定委員会で熟考された結果、条件を満たしているものと解釈をいたします。

それでは、次に反対討論本文に入ります。

まずは指定管理料の件でございます。森町は 4,000 万円以内の金額を今後 5 年間に渡り支払う責務、責任を負うわけですが、さらにこれとは別に、施設の維持修繕等で数億円の支出も見込まれております。体験の里「アクティ森」に関して、過去 30 数年にわたり、指定管理料を株式会社アクティ森に支払い、同社が管理運営を継続してきました。そして、指定された管理期間が終了することで、新たな運営会社を公募することになったわけですが、今まで管理運営を任されてきた株式会社アクティ森が公募に応じなかったことから、応募済みの株式会社 C S A t r a v e l が指定管理者として指定されたわけです。長きに渡り、アクティ森の運営に携わりながらも、公募に応じなかったことには理由があるものと思います。指定業者が変わっても、毎年払う指定管理料 4,000 万円以内は何ら変わることはありません。

森町議会は令和 7 年 3 月に森町に対し、アクティ森の運営事業から一切手を引き、当該運営を廃止、または民間譲渡することとして提言しております。この提言内容から見れば、民間業者に指定したことは、民間譲渡したということに見えるかもしれませんが、指定管理料を支払うわけですから、森町が完全に手を引いたとは言い切れません。また提言内容からすれば、全く反対の決断をされたと解することもできます。過去 30 数年に渡りアクティ森の運営が改善しなかった現状を顧みても、事業主が変わったとはいえ、森町が誇れる施設に生まれ変わるということが期待できるのでしょうか。

静岡県の令和 8 年度の当初予算については、既に 640 億円もの財源不足が公表されています。しかし県知事は、市町に対する補

助などはしっかりとこなす、迷惑はかけないと答弁されております。したがって、我が森町も財源を少しでも余裕のある予算に組立てをすると、予算の見直しが必要ではないかと考えます。今後5年間に渡り、2億円近い財源が使われることは明白です。ここは立ち止まって再考するべきであると考えます。毎年度の指定管理料を早急に修理修繕、改善すべき学校施設や埋設されている水道環境改善工事、森町病院施設や備品等の充実、このほか国民健康保険運営基金の積立て等、財源を使うべき分野はいくらでもございます。今後、アクティ森の運営に関し5年先の姿は、どなたも想像できないと思いますが、仮にアクティ森が素晴らしくなっても、今、森町が抱える人口減少問題や企業誘致、そして先ほど話したような修理改善等すべきことにつきまして、どれだけの効果があるかは全くの未知数です。

以上のことから、今回の森町体験の里「アクティ森」の指定管理者決定に関しては再考すべき案件と結論付けるほかにはありません。

森町が抱える諸問題も山積しています。こちらにも目を向け、まさに町民が望む政策運営を推し進めるべきと考えます。また、森町はそれができるものと思っております。

以上をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 次に、賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

登壇願います。

8 番議員

(川岸和花子 君) 8 番、川岸和花子です。

ただいま議題に付されております、議案第 79 号、公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

平成 3 年からオープンした森町体験の里「アクティ森」は平成 7 年より株式会社アクティ森による全面業務委託が開始されて 30

年が経ち、議会としては昨年度、体験の里等管理運営委員会を立ち上げました。本来の体験の里の目的である観光振興の推進、地域産業の振興、町内外の文化交流、生涯学習、雇用機会の増加などの目的を継続することが困難になってきたことから、今年の3月、民間への譲渡など町が関わらないように検討することを提言書として提出いたしました。町の姿勢としては、体験の里「アクティ森」は町の重要な施設という認識から、民間譲渡等は考えず、町の公の施設として継続していく意向を示されました。

今まで指定管理をしてきた第3セクター、株式会社アクティ森は指定管理の期限が切れることで、令和9年度以降、森町体験の里、吉川キャンプ場、天方宿泊施設の3施設を一括して指定管理の対象として指定管理者の応募をされましたが、株式会社アクティ森は継続申請されませんでした。また、この応募については、応募されてきた、今指定されるようとしている株式会社CSA travelさんでございます。それについては、全員協議会でも詳しく説明をいただいております。株式会社CSA travelさんは、静岡市において多くの事業を展開されて成功されており、特に用宗地域の古民家をリノベーションした宿泊施設やみなと温泉、おしゃれなジェラートバー、飲食店、複合型商業施設など、私も見てまいりましたが、おしゃれでセンスのあふれる現代的まちづくりとなっております。CSA不動産としても、クーポール会館、レイアップ御幸町ビル貸会議室、ペガサートの貸会議室など不動産や有名施設の管理運営をされております。また、昨年12月には、森町体験の里運営コンサルティング業務を委託した報告書ももらっており、森町体験の里について状況をよく把握していただいていると、そのうえでの申請と考えます。

森町としては、指定管理料年間4,000万円以下を5年間という契約の条件ですが、私は現代的、都会的なセンスを持った株式会社CSA travelさんに指定管理をお願いすることは、森町にとって大きな前進となると考えており、今まで株式会社アク

ティ森へ指定管理料を支払っていたこととは大きく意味が異なってくると思っております。森町の将来への大きな投資であると考えます。森町とヤマハ発動機株式会社さんとの地域活性化に関する包括連携協定により、体験の里「アクティ森」にマウンテンバイクパークが設置、運営されるタイミングと重なって、森町の全く新しい魅力の創造、新たな客層の集客、民間活力を森町の施設に取り入れた新たな価値が生まれるものと、森町の大きな前進と捉え、大変期待しております。しかし、あくまでも指定管理という枠組みの中にありますので、町の税金を活用しての事業となることから、民間業者との話合いや意思の疎通、提案などはしっかりと密にとっていただき、柔軟に対応していただけることも期待して、これからも見ていきたいと思えます。そのうえで、森町体験の里の指定管理者として、株式会社C S A t r a v e lさんを指定することに賛成いたします。

議会も執行部も、町のために真剣に考え、行動を示してきたことと思えます。森町の今後の将来に関わる大きな分岐点であると考えます。今ここで止めてはなりません。

以上の観点から、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上。

議 長

(中根信一郎 君) 他に討論はありませんか。

12 番、西田彰君。

登壇願います。

12 番議員

(西 田 彰 君) 12 番、西田彰です。

佐藤議員の反対討論、全くそのとおりであります。このアクティ森の問題は、今まで町長がトップとして、社長として何十年、この状況が続いてきたことを放置してきた責任があります。様々な業者に委託して、どのような解決策があるかというような委託料を払ってきた。しかしそれもなかなか改善をされない。それは非常に問題だと思います。

今回、C S A t r a v e l さんが指定管理者になりますが、

4,000万円という5年間の契約、これが本当に実現されるのかどうか、もしされないときには、どのような対応をするのか、これも定かではありません。このように森町にとって大きな抱えるアクティ森、これは提言したように廃止、もしくは民間譲渡が最善策だと私は思います。

議員皆様の賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

(中根信一郎 君) 他に討論はありませんか。

6番、清水健一君。

登壇願います。

6番議員

(清水健一 君) 6番、清水でございます。

先ほど反対の声もありました。それから私も議会の提言として、その当時賛成の立場で臨みました。その時も全ての住民ではございませんが、私の周りの人たちにも相談をかけて、やはり賛成だろうということで提言しました。

今回のことについても、放置してきた責任というのは議会にもあると思っています。そしてその責任上、提言をした中身、放棄、それから廃業もしくは譲渡と提言をしましたけども、実際に私の周りにいる住民、全てではございませんが、それぞれお聞きをしたところ、全ての人にやはり賛成をいただきました。そして、アクティ森というのは、森町がこれから発展していく一つのランドマークに、今から気付いたのなら、それからでもいいじゃないかということで、強く賛成してこいと後ろを押されております。

私は、この今回の第3セクターではなくて、民間の業者さんに指定管理を委託するということについて、5年間、2億円以上のお金がかかると言いますけども、逆に、それで森町が発展していく起爆剤になるのであれば、僕は大いに賛成をしていきたいと思っています。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長

(中根信一郎 君) 他に討論はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 79 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長

(中根信一郎 君) 起立多数です。

したがって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 80 号「公の施設の指定管理者の指定について
(森町立図書館)」を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 80 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21、「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、サイドブックス掲載のとおり議員を派遣
したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」という者多数)

議 長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはサイドブックス掲載のとおり
決定しました。

日程第 22、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議

題とします。

第一常任委員会委員長から森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 23、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 24、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

		委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
		(「異議なし」という者多数)
議	長	(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。
		したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
		ここで暫時休憩とします。
		(午前10時10分 ～ 午前10時11分 休憩)
議	長	(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
		お諮りいたします。
		町長から議案第81号から議案第86号が提出されました。
		これを日程に追加し、追加議事日程第4号の追加1の第1から第6として議題にしたいと思います。
		御異議ありませんか。
		(「異議なし」という者多数)
議	長	(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。
		したがって、議案第81号から議案第86号を日程に追加し、第4号の追加1の第1から第6として議題とすることに決定しました。
		追加議事日程第4号の追加1の第1、議案第81号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から追加議事日程第4号の追加1の第4、議案第84号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで、職員に議案を朗読させます。
		(職 員 朗 読)
議	長	(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町	長	(太田康雄 君) ただいま追加して一括で上程されました議案第81号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例について」から議案第 84 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの 4 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、民間給与との較差等に基づき、給料月額、期末手当、勤勉手当を引き上げる令和 7 年人事院勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

はじめに、議案第 81 号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度 12 月期については、現行 1.725 月分を改正後は 1.775 月分とし、0.05 月分の引上げを行うとともに、令和 8 年度以降の支給月数を 6 月期においては 1.725 月分を 1.75 月分、12 月期においては 1.775 月分を 1.75 月分に改正するものであります。

次に、議案第 82 号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第 83 号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度 12 月期については、現行 2.30 月分を改正後は 2.35 月分とし、0.05 月分の引上げを行うとともに、令和 8 年度以降の支給月数を 6 月期においては 2.30 月分を 2.325 月分、12 月期においては 2.35 月分を 2.325 月分に改正するものであります。

最後に、議案第 84 号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例第 1 条につきましては、期末手当の支給月数を、本年度 12 月期の現行 1.25 月分を改正後は 1.275 月分とし、0.025 月分の引上げ、勤勉手当の支給月数を、本年度 12 月期の現行 1.05 月分を改正後は 1.075 月分とし、0.025 月分の引上げを行うものであります。

次に、別表第 1 及び別表第 2 につきましては、民間給与との較差を考慮し、月例給を引き上げた国の俸給表の改正に合わせて、

それぞれの給料表について引上げを行うものであります。

次に、本条例第2条につきましては、令和8年度以降における期末手当の支給月数を6月期においては1.25月分を1.2625月分、12月期においては1.275月分を1.2625月分に、勤勉手当の支給月数を6月期においては1.05月分を1.0625月分、12月期においては1.075月分を1.0625月分に改正するものであります。

また、一般職の職員の期末手当・勤勉手当の支給月数の改正に併せ、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を改正するものであります。別表第4の3の改正部分につきましては、森町病院の医療機器の安全管理体制の強化を目的として、管理、使用及び保守点検を行うことができる専門職の管理責任者を配置するため、医療職給料表（2）の基準となる職務に臨床工学技士を追加するものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、第2条は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 追加議事日程第4号の追加1の第1、議案第81号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

議長

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 2、議案第 82 号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 今回、0.05 月分上げるところは分かるのですが、令和 8 年度になぜ 2.325 月分に下がるのかという、その理由を伺います。

議長

(中根信一郎 君) 総務課長。

総務課長

(平田 章 浩 君) 総務課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

令和 7 年の 12 月期におきまして、0.05 月を引き上げます。令和 8 年につきましては、6 月期を令和 7 年に対して 0.025 上げて、令和 8 年 12 月期を令和 7 年に対して 0.025 上げますので、6 月期と 12 月期を足すと 0.05 月引上げということで、令和 7 年につきましては 12 月期だけ上げて、令和 8 年以降は 6 月期と 12 月期に分けて 0.025 月ずつ上げるというものでございます。

言い方、表現が分かりにくくて申し訳ありません。もう一度説明をさせていただきます。

本来であれば、年間を通して 0.05 月を上げたいところではありますけども、6 月分については既に支給が終わっていますので、1 年間上げる分の 0.05 月を 12 月期のみであげるというものでございます。令和 8 年度以降につきましては今後のことでございますので、6 月期に 0.025 月、12 月も 0.025 月上げますので、令和 6 年度と比べますと令和 8 年度も 0.05 月上げるということで

		ざいます。以上です。
議	長	(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
		これから討論を行います。
		まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 82 号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。
		したがって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。
		追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 3、議案第 83 号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
		これから討論を行います。
		まず、本案に対する反対の方の発言を許します。
		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 83 号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。

議長

したがって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午前 10 時 28 分 ～ 午前 10 時 40 分 休憩)

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 4、議案第 84 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、榊原雄太君。

1 番議員

(榊原雄太君) 1 番、榊原です。

医療職の給料表で臨床工学士を加えられたということですが、この今まで臨床工学士が森町で勤務されていたかどうかについて伺いをいたします。

議長
病院
事務局長

(中根信一郎 君) 病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

ただいまの榊原議員の御質問にお答えいたします。

臨床工学技士が今までいたかどうかという御質問でございます。

当院につきましては、臨床工学技士につきましては今までおりませんでした。臨床工学技士につきまして、簡単に説明させていただきますと、医療技術職で国家資格の専門職となります。人工呼吸器など生命維持管理の医療機器や装置などを常に安全な状態に使用できるよう、保守点検や整備を医療の知識だけでなく、工学の知識を有して行うことができる職種でございます。またそれに加えて、手術や内視鏡検査などの医療行為においても、医療機器などの操作を行うなど医師や看護師などと連携して、医療行為をサポートするなど、チーム医療の一員としても重要な役割になります。当院には先ほど言ったように臨床工学士はおりませんが、

議 長
1 番議員

今後の医療機器の安全管理体制を確保するという面で、近年、医療技術や機器の進歩がしておりますので、当院におきましても臨床工学技士を設置いたしまして、体制を強化してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) 質問の内容については、了解をいたしました。

これは確認であります、新旧対照表 37 ページのところ、1 級、2 級、3 級のところで、臨床工学技士の文言を加えるといったことになると思います。新旧対照表で 1 級については 5 として入ってしまして、2 級については「又は」以下に追加をした、3 級については、「又は」以下に追加をしたといったことでよろしいでしょうか。

議 長
病院事務
局 長

(中根信一郎 君) 病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

ただいまの榊原議員の再質問にお答えいたします。

新旧対照表の位置付けについての御質問でございますが、今回臨床工学技士の職を追加ということで、1 級、2 級、3 級それぞれ職務を追加しているところでございまして、4 級以下につきましては役職になりますので、臨床工学技士が将来的に役職者になった場合には、科長あるいは室長、そういった役職が付くようになりますので、今回の改正につきましては、1 級、2 級、3 級への位置付けということで追加をしているものでございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 84 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 5、議案第 85 号「令和 7 年度
森町一般会計補正予算 (第 9 号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めま
す。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第
85 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算 (第 9 号)」について、提
案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ
ぞれ 74,822 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ 11,145,592 千円とするものであります。

それでは、以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申
し上げます。

7 ページから 26 ページの各科目に計上いたしました職員給与
費は、本年 4 月の人事異動及び本年 8 月の人事院勧告に伴う、年
間見込額と現予算額との過不足による調整や本年 8 月の豪雨等
による災害対応、合併 70 周年記念式典への対応、第 10 次森町総合
計画の策定作業、システム標準化への対応、大阪・関西万博など
新規イベントへの出展等々の本年度の特殊事情により、職員手当
に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため、追加をお
願いするものと職員共済組合等負担金の調整でございます。また、

9・10 ページ、2 款 6 項 2 目、各種統計調査費 336 千円につきましては、国勢調査に係る職員時間外手当を追加するものでございます。

13・14 ページ、3 款 2 項 1 目、児童福祉総務経費 45,762 千円のうち、説明欄 0006 物価高対応子育て応援手当支給事業 46,700 千円につきましては、国の補正予算にて計上された物価高対策の事業でありまして、令和 7 年 10 月の児童手当支給者及び令和 8 年 3 月 31 日までに出生した新生児に対し、児童一人あたり 2 万円を支給するものでございます。国からは、できる限り年内の予算措置を求められており、また、町といたしましても早急に対象者へ支給を行いたいため、今回追加で計上させていただくものでございます。

4 目、児童福祉施設費 580 千円につきましては、人事院勧告に伴う給料表改定等による人件費増加分に対応するため、児童館指定管理料及び地域子育て支援センター事業委託料を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、15 款 2 項 2 目、民生費国庫補助金 46,700 千円につきましては、子育て応援手当支給に伴う国庫補助金でございます。

16 款 3 項 1 目、総務費委託金 336 千円につきましては、各種統計調査費の職員諸手当に対する国勢調査交付金でございます。

20 款 1 項 1 目、繰越金 27,866 千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

以上が、「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 9 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ）説明書 13・14 ページの健康こども課、物

価高対応子育て応援手当支給事業ということで、交付金が 4,600 万円ということで 2 万円ずつの支給ということで、2,300 人分用意してあるのかなと思いますが、高校生までだと思うのですが、これの人数を教えてくださいのと、3 月 31 日までの新生児分をどれくらい用意しているかということと、いつ支給されるのか、これについて申請は必要かということ伺います。

議 長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長

川岸議員の御質問にお答えいたします。

まず、支給の対象の子供さんの人数でございますけども、9 月時点の 0 歳から高校 3 年生までの児童が 2,232 人ということです。10 月以降の出生等を加味しまして全体で 2,300 人を見込んでいるということでございます。ですので、10 月以降の出生についてはそれほど多くないかもしれませんが、30 人程度を見込んでいるということでございます。

それから、支給の日でございますけども、初回の支給につきましては一番早くて来年 2 月 10 日に第 1 回目の支給を予定しております。それ以降につきましては、毎月 25 日、それから 10 日払いという形で支給をしていくような予定でございます。

それから、申請につきましては、児童手当を実際に今いただいている人につきましては、プッシュ型ということで、申請の必要はございません。こちらから御案内を送付させていただきまして、支給の拒否については確認させていただきますけども、拒否がなければ、そのまま支給という形になります。申請が必要な人につきましては、公務員については申請が必要、それから令和 7 年 10 月以降の出生の人につきましても申請が必要になりますので、出生の届出と同時に申請をこちらから依頼する形になります。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 分かりました。

議 長
健康こども
課 長

初回の2月10日で、今、児童手当もらっている人がほとんどもらえということではないのでしょうか。初回というのが、どういうことかなと思います。

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

川岸議員がおっしゃるように、現在児童手当をもらっている人が一番早いということで、2月10日にほとんどの人がそこでいただける形になります。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 了解いたしました。

また、別のページですけど、7・8ページの職員給与費の中の政策企画課さんが一番金額が大きいのかなと思いますけれども、いろいろなイベントとか配置替えとかで増えたということですけども、こちらのことについて、説明があればお願いします。

議 長
財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

7・8ページでございますが、2款2項1目の企画総務費、職員給与費の増加分が大きい、この理由はというお問合せだと思います。

これにつきましては、職員が二人ほど増加しておりますので、その人件費分が増えているという状況でございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤でございます。

私から全体的な確認をさせていただきたいと思います。

今回の人件費の補正が約2,800万円弱ということで補正予算の計上がされていると。その中で今回の人勧に伴う影響額はどれぐらいなのかというところをお聞きしたいと思います。

それからもう一点、これ全体で結構ですので職員諸手当の中の時間外手当分の補正額を教えてくださいたいと思います。以上です。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

佐藤嘉彦議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の人件費の補正で人事院勧告分の影響額はいくらかといったことでございますけども、人勧分の影響額は 3,435 万 1,849 円でございます。

それから時間外勤務手当の補正予算の金額でございますが、1,015 万 2,000 円でございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 85 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 6、議案第 86 号「令和 7 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）ただいま追加して上程されました議案第86号「令和7年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、当初予算第3条で定めた「収益的収入及び支出」の person 費におきまして、本年4月の人事異動等及び本年8月の人事院勧告に伴う補正をお願いするものでございます。

予算書1ページを御覧ください。補正予算第2条は、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改め、第1款第1項、営業費用を6,469千円増額するものでございます。

次に、補正予算第3条は当初予算第9条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」の（1）職員給与費について6,469千円を増額し、44,929千円とするものでございます。

それでは、補正の内容を申し上げますので、附属資料の1・2ページを御覧ください。収益的収入及び支出の明細であります、支出について、職員4人分の person 費計6,469千円を増額するものでございます。

以上が、「令和7年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8番議員

（ 川岸和花子 君 ）今、御説明いただきました6,469千円は4人分の person 費ということですが、これは人事異動があつての4人分でしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）上下水道課長。

上下水道

（ 小坂 一 郎 君 ）上下水道課長です。

課 長

今回、 person 費の増加についての御質問ということで人事異動によるものかということだと思います。

本年3月31日付けにおきまして、森町水道事業及び公共下水道事業の組織並びに処務に関する規程の改正によりまして、上水道工務係及び下水道工務係が統一され上下水道課工務係となり、4人体制となりました。このため工務係は水道事業及び下水道事業の工務系の業務を兼務することとなりました。

当初予算においては、上水道事業として3条収益的支出として、上水道管理係二人及び上水道工務係一人の予算を確保していましたが、職員一人が病欠となったこと、通常業務に加え料金審議会の業務が当初想定したよりも大幅に増えたこと、工務係が上下合わせて当初予算の5人から4人となり、想定した職員一人当たりの業務量が増えたこと等の理由によりマンパワーが不足したため、下水道で当初予算計上しておりました課長補佐分を上水道で一部負担することとなったために一人増加となったことが要因となっております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

7番、佐藤明孝君。

7番議員

(佐藤明孝君) それでは、3ページのキャッシュ・フローの計算書の中からお願いいたします。

業務活動によるキャッシュ・フローの中の上から2番目です。減価償却費123,346千円の金額でございますけれども、これにつきましては、どこの減価償却に当たるものなのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 上下水道課長。

上下水道

(小坂一郎 君) 上下水道課長です。

課 長

予定キャッシュ・フロー計算書の減価償却費に関する御質問だと思います。

こちらにつきましては減価償却費と申しますが、固定資産の取得原価を利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこととございまして、過去に取得しました固定資産全てを対象としております。その中で減価償却を償却しきれ

議 長
7 番議員

ていない分、全ての費用となっております。以上です。

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 過去に取得された固定資産と言われますと、いろいろなものがあるとは思いますが。これは合算した金額、こういう解釈でよろしいでしょうか。

議 長
上下水道
課 長

(中根信一郎 君) 上下水道課長。

(小 坂 一 郎 君) 上下水道課長です。

再質問にお答えいたします。

こちらの減価償却費については、過去に取得した資産全てを対象としております。以上です。

議 長
7 番議員

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 分かりました。

それでは、続いて大きな数字 2 の投資活動によるキャッシュ・フローの中からお願いいたします。

一番上にあります有形固定資産の取得による支出、これは 373,150 千円の減額だと思いますけれども、これについては、どこ
の取得等されたものなのかをお願いします。

議 長
上下水道
課 長

(中根信一郎 君) 上下水道課長。

(小 坂 一 郎 君) 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

キャッシュ・フロー計算書における投資活動におけるキャッシュ・フロー、有形固定資産の取得に対する支出でございますが、こちらにつきましては、本年度の 4 条で計上しております投資に関します支出となっております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 86 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 令和 7 年 12 月 森町議会定例会を閉会します。

(午前 11 時 11 分 散会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和7年12月22日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上